人との間隔はできるだけ2メートル空けましょう。「密閉」「密集」「密接」を避けましょう。こまめな手洗いや咳エチケットを心がけましょう。

マイナンバーニュース マイナポイントの付与が始まりました！ No.23

マイナポイントとは

マイナンバーカードを持っている人が申し込むともらえる「マイナポイント」は、民間のキャッシュレス決済サービス（電子マネー、バーコード決済など）でチャージまたは買い物をすると、1人あたり上限5000円分のポイントがもらえるものです。申し込んだ方にマイナポイントの付与が始まっています。

ポイント付与期間　令和3年3月まで

ポイント付与率　チャージ額または買い物額の25％（ポイント上限額は5000円。2万円までのチャージまたは買い物が対象）

※ポイントの内容、利用方法、付与されるタイミング、利用期限は決済サービスごとに異なります。QRコード「対象となる決済サービス検索」で確認してください。

▲対象となる決済サービス検索

※国の定める申込上限人数4000万人を超えると受付終了となります。

申込方法

QRコード「マイナポイントの予約・申込方法」または広報はむら8月1日号のマイナンバーニュースで確認することができます。

▲マイナポイントの予約・申込方法

マイナンバーカード申請は早めに！

マイナポイントはマイナンバーの通知カードでは申込みできません。

マイナンバーカードは申請から手元に届くまで1か月程度かかるので、マイナポイントの申込みを考えている方は早めの申請がおすすめです。

マイナンバーカードの申請方法はQRコード「地方公共団体情報システム機構ウェブサイト」から確認することができます。

▲地方公共団体情報システム機構ウェブサイト

マイナポイントQ&A

Q 自宅でマイナポイントの申込みができません。どうすれば良いですか。

A マイナポイント手続スポットを利用してください。市内のマイナポイント手続スポットは、QRコード「マイナポイント手続スポット（羽村市）」で確認することができます。

※キャッシュレス決済サービスによっては一部のマイナポイント手続スポットが利用できない場合があります。左上のQRコード「対象となる決済サービス検索」で、対応可能な申込方法を確認することができます。

▲マイナポイント手続スポット（羽村市）

Q 子どものマイナポイントの申込みはどうすれば良いですか。

A 15歳未満の方は、法定代理人が申し込むことができます。15歳以上の未成年者の方は、なるべく本人が申し込んでください。やむを得ず法定代理人が申込みを行う場合は、原則として本人同席のもとで行ってください。

Q スマートフォンで申し込む時にマイナンバーカードの読み取りエラーが発生します。どうすれば良いですか。

A スマートフォンのカバーを外して読み取ってみてください。それでもできない場合は左のQRコード「iPhoneのマイナンバーカード読み取り方法」「Androidのマイナンバーカード読み取り方法」を参考にしてください。

▲iPhoneのマイナンバーカード読み取り方法

▲Androidのマイナンバーカード読み取り方法

問合せ　マイナポイントについて…情報管理課㊥513／マイナンバーカード交付について…市民課受付係㊥121

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

富士見霊園墓地の使用者を募集します

■今回募集する墓地

申込区分			募集数	墓地使用料	管理料（年間）
区画墓地	1.0㎡		6区画	120,000円	1,020円
	4.5㎡		1区画	540,000円	3,210円
	6.0㎡		3区画	720,000円	4,280円
合葬式墓地	納骨壇	1体用	7基	140,000円	―

※区画墓地では、墓石のデザインは自由ですが、墓碑の高さ（2m以内）などの制限があります。
※合葬式墓地（合葬室）については、通年で募集を行っています。

■申込資格

申込者が次のすべてに該当する場合に申込みができます。

居住要件	申込者本人が平成29年4月1日以前から墓地使用許可日まで継続して羽村市に住民登録をして居住していること
遺骨の状態	現に納骨すべき遺骨があり、墓地がないためまだ一度も納骨したことがないこと（改葬した遺骨や分骨した遺骨は除く）
申込遺骨の祭祀の主宰者＊	・申込者本人であるか、申込者あるいは申込遺骨との続柄が次の「申込者と申込遺骨との続柄」に該当する方で、区画墓地は墓地の承継ができる方であること ・合葬式墓地は申込遺骨の祭祀を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること
申込者と申込遺骨の続柄	次のいずれかに該当すること ①配偶者（夫または妻） ②直系血族の祖父母・父母・子・孫 ③養父母・養子 ※合葬式墓地…①～③、兄弟姉妹およびその配偶者、伯父・叔父・伯母・叔母およびその配偶者、従兄弟、従姉妹、義父母（配偶者の死別後も姻族関係を継続している場合に限る）
その他	・区画墓地は、使用許可証交付後、6か月以内に墓石等埋蔵施設を設置することができること ・合葬式墓地は、墓地使用許可日から6か月以内に納骨できること
	各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと

＊「祭祀の主宰者」とは

死亡者の親族の合意のもとに、葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在、申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

▶市公式サイト 富士見霊園墓地使用者募集

申込み・書類審査など

申込み　先着順です。10月1日㈭～令和3年1月29日㈮に、印鑑を持参し、市役所2階生活環境課へ（電話・郵送などでの申込みはできません）

※申込期間中であっても、使用者が決まり次第、受付けを終了します。

※申込時に資格要件の確認を行います。

※申込資格のある方1人につき、1通1か所のみ申し込むことができます。

書類審査　申込み受理後、書類審査を行うため、速やかに関係書類を提出してください。

※詳しくは市公式サイトを確認してください。

※使用許可日は、書類審査後、随時決定します。

問合せ　生活環境課㊥204